平成２４年（フ）第１３６７５号
東京都杉並区和田１丁目57―N―603
破産者　岩崎美咲子
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６８４号
東京都目黒区駒場１丁目32番17号
破産者　株式会社アウトバーン
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６８５号
東京都中央区日本橋浜町３丁目34―４―302
破産者　神山鐘和こと　丁　　鐘和
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３６９７号
埼玉県さいたま市大宮区天沼町１丁目81番地４
破産者　有限会社スプリーム
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７１８号
東京都江東区東砂４丁目４番15号
破産者　株式会社中里
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７１９号
東京都江東区東砂４丁目４―15
破産者　中里　　勉
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７２７号
東京都港区赤坂３丁目15番４号
破産者　株式会社ＦＥＥＤ
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７２８号
埼玉県越谷市千間台西４丁目24―７
破産者　百瀬　浩之
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７３７号
神奈川県川崎市麻生区岡上656番地
破産者　株式会社ジャスパ関東
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７３８号
神奈川県厚木市南町１―９　高桑方
破産者　新田　　晃
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７５６号
埼玉県さいたま市南区辻３丁目７番12号
破産者　株式会社アルファメド
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７５９号
東京都品川区大井３丁目４番８号
破産者　株式会社小西屋商店
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７７６号
茨城県つくば市島名765番地の１
破産者　有限会社島名建設
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７８５号
東京都新宿区大京町５番地15
破産者　株式会社栄ホーム
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３７８６号
東京都新宿区左門町８―３―201
破産者　竹下　　榮
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４１８９号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央１丁目15―16―402
破産者　堀込　秀昭
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４０４号
東京都杉並区浜田山４丁目13―11―201
破産者　守田　哲也
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４０５号
千葉県千葉市花見川区宮野木台４丁目19―14
破産者　落合　淳一
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５００号
埼玉県ふじみ野市西原１丁目１―13　グレース上福岡２―101
破産者　鈴木　正博
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５４６号
東京都府中市天神町２丁目10―２―207
破産者　松尾　清文
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５６２号
神奈川県横浜市磯子区滝頭３丁目５―25
破産者　ヒロ・コーポレーションこと　高田　浩治
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５６３号
神奈川県横浜市磯子区滝頭３丁目５―25
破産者　高田みゆき
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部